

# 令和5年度 広島県認知症介護基礎研修実施要領

- 1 目的 認知症介護に携わる者が、認知症の人や家族の視点を重視しながら、本人主体の介護を遂行する上で基礎的な知識・技術とそれを実践する際の考え方を身につけ、チームアプローチに参画する一員として基礎的なサービス提供を行うことができるようにすることを目的とします。
- 2 実施主体 広島県（認知症介護研究・研修仙台センターへ委託実施）
- 3 実施方法 eラーニング  
研修カリキュラムの全てをパソコンやスマートフォン等を使い、インターネットを利用して自事業所等で受講いただきます。インターネット環境があれば、いつでも学習を進め、受講することができます。
- 4 実施期間、申込期間及び定員

実施期間	申込期間 ※期限厳守	定員 ※先着順
令和5年7月10日（月） ～令和6年2月29日（木）	令和5年7月10日（月）9時 ～令和6年1月31日（水）9時	2,000人

- ・ 申込のためには、事業所コードが必要です。事業所コード発行のための事業所登録（※事業所責任者による手続き）を行ってください。前年度までに発行された事業所コードは、継続して使用できますので、新たに事業所登録する必要はありません。
- ・ 申込期間内に定員に満たない場合は、申込期間を延長する場合があります。
- ・ 申込を行った後に承認作業を行う予定です。なお、申込期間外に申込した場合や、定員に到達した場合は承認できません。
- ・ 申込が承認された場合、必ず令和6年2月29日（木）までに受講してください。また、申込後60日が経過しても受講を開始されない場合、受講の意思がないものとみなし、受講者IDを削除することがあります。

- 5 受講対象者  
県内の市町（広島市を除く。）に所在する介護保険施設・事業所等において、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者\*等とする。  
※別紙参照

- 6 受講料 無料（広島県が全額負担）

- 7 研修内容  
認知症の人の理解と対応の基本（講義動画・確認テスト等）

内容	講義動画
研修の目的	2分
序章. 認知症を取り巻く現状	12分
第1章. 認知症ケアにおいて基礎となる理念や考え方	25分
第2章. 認知症の定義と原因疾患	25分
第3章. 認知症の中核症状と行動・心理症状の理解	30分
第4章. 認知症ケアの基礎技術	60分

※研修の目的の視聴後に、事前確認問題があります。

※各章の後には、確認テストがあります。

## 8 申込み方法等

申込期間（令和5年7月10日（月）9時～令和6年1月31日（水）9時）内に下記 URL より、手続きを行ってください。※申込期間外に申込した場合、定員に到達した場合は承認できません。

eラーニングシステム URL：<https://dcnet.marutto.biz/e-learning/>

申込は事業所単位で行ってください。手続きについては、以下の手順でお願いします。

### ＜事業所登録＞（以下、事業所責任者手続き）

1. 事業所責任者は、希望受講者のとりまとめを行ってください。
2. 事業所責任者は、本サイトトップページより「事業所登録画面」へ進んでください。
3. 必要事項を入力して送信してください。  
※介護保険事業所番号（半角英数字10桁）の入力が必要です。  
当該の事業所に介護保険事業所番号がない場合は、所定の手続きが必要となるため、下記「12 問合せ先」までご連絡ください。
4. 後日、本システムより事業所コードが登録された E-mail に発行・送信されます。  
（発行には数日かかる場合があります。）
5. 事業所責任者は発行された事業所コードを希望受講者へ配布・通知してください。

### ＜申込＞（以下、希望受講者手続き）

6. 希望受講者ごとに、トップページより新規登録画面へ進んでください。  
①受講申込はこちら をクリック
7. メールアドレスの認証を行ってください。  
①自身で受信可能な E-mail アドレスを入力  
②受信したメール内に記載されたアドレスをクリックして個人情報登録画面へ移動  
※1つのメールアドレスにて複数人が登録することはできません。必ず自身のみが利用できるメールアドレスをご利用ください。
8. 個人情報登録を行ってください。  
※登録完了後、支払に関する文面のメールも届きますが、広島県では無料（広島県の全額負担）で実施しているため、入金の必要はありません。
9. 受講許可のお知らせを受信されましたら、発行された ID・パスワードを入力して、実施期間内に研修を受講してください。

## 9 申込みの際の注意事項

- ・ 希望受講者のとりまとめの際には、受講対象者を確認し、受講が必要な方を精査していただき、必ず受講される方のみお申込みください。
- ・ 事業所責任者は、実施期間内で受講が終えるよう、受講者管理をお願いします。
- ・ 申込み後にキャンセルが多い施設・事業所については、次回以降、申込みをお断りする可能性がありますので、ご承知おきください。

## 10 修了証書の交付

通信科目をすべて受講し、確認テストを終了すると、受講者自身がシステム上から広島県知事名の修了証書を印刷できます。

## 11 個人情報の保護

申込時に記入された個人情報は、研修の目的のみに利用する。  
この研修の受講者名簿には、名前、所属及び職名を掲載する。

## 12 問合せ先

eラーニングシステムの運用についての問合せは、eラーニングシステム URL 内「問い合わせフォーム」の利用をお願いします。

※その他の問合せ先については、下記をお願いします。

広島県健康福祉局地域共生社会推進課 認知症共生グループ  
〒730-8511 広島市中区基町10-52 TEL 082-513-3201

【認知症介護基礎研修の義務化の対象外となる資格等】

- ・ 看護師
- ・ 准看護師
- ・ 介護福祉士
- ・ 介護支援専門員
- ・ 実務者研修修了者（ホームヘルパー 1 級）
- ・ 介護職員初任者研修修了者（ホームヘルパー 2 級）
- ・ 生活援助従事者研修修了者
- ・ 介護職員基礎研修課程修了者
- ・ 訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者
- ・ 社会福祉士
- ・ 医師
- ・ 歯科医師
- ・ 薬剤師
- ・ 理学療法士
- ・ 作業療法士
- ・ 言語聴覚士
- ・ 精神保健福祉士
- ・ 管理栄養士
- ・ 栄養士
- ・ あん摩マッサージ師
- ・ はり師
- ・ きゅう師
- ・ 認知症介護実践者研修修了者
- ・ 認知症介護指導者養成研修修了者
- ・ 柔道整復師
- ・ 歯科衛生士 等